

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている 規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する 新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	東京都	業務用燃料電池 システムから発生 するドレン排水の 取扱い	一定の条件を満たす業務用燃料電池について、ドレン 排水を雨水として排出することを可能とする	1) 下水道法第2条(「汚水」の定義) 2) 潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取 り扱いについて(平成24年5月28日付国土交 通省通知) 3) 家庭用燃料電池システムから発生するド レン排水の取扱いについて(平成26年5月21 日付国土交通省通知)	同左	家庭用燃料電池と同程度の規模 (定格出力が10kW未満)であること (小規模の小売店、飲食店等) 一般財団法人日本ガス機器検査 協会(JIA)の認証機器及び「JIAド レン検査基準対応品」であること を条件に、業務用燃料電池につい ても、ドレン排水を雨水として排出 することを可能とする	国土交通省	家庭用燃料電池システムについては、「潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取り扱い について(平成24年3月28日付国土交通省通知)」 4. その他にて、ドレン排水の水質の 検証および第三者機関による認証制度が確立することにより、今後、本取扱いとすること ができるとされ、平成26年にドレン排水の水質の検証が行われ、かつ、一般財団法人日 本ガス機器検査協会による認証制度が確立したことから、「家庭用燃料電池システムか ら発生するドレン排水の取扱いについて(平成26年1月21日付国土交通省通知)」にて、 家庭用燃料電池システムを平成24年通知の対象とすることとしています。 提案概要のように、一定の条件を満たす業務用燃料電池につきましても、関係機関と協 議調整の上、今年度中に上記の対象とする条件等について検討を行い、令和8年5月を 目処に必要な措置を講じます。